

○措置法通達

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次 第2章 所得税法の特例 第2節 不動産所得及び事業所得 (廃 止) 第10条の5の5((生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 第6節 その他の特例 第41条の15((先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除))関係 <u>第41条の15の5((年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例))関係</u> 第41条の18の4((特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例))関係 <u>第41条の19((特定の基準所得金額の課税の特例))関係</u> 第10条の3から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係 (特別償却等の適用を受けたものの意義) 10の3～15共―1 減価償却資産について措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。 (償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算) 10の3～15共―2 措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項又は第11条から第15条までの規定による特	目 次 第2章 所得税法の特例 第2節 不動産所得及び事業所得 <u>第10条の5の5((認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</u> 第10条の5の6((事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 第6節 その他の特例 第41条の15((先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除))関係 (新 設) 第41条の18の4((特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例))関係 (新 設) 第10条の3から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係 (特別償却等の適用を受けたものの意義) 10の3～15共―1 減価償却資産又は繰延資産について措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項、<u>第10条の5の6第1項、第3項若しくは第5項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産又は繰延資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。</u> (償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算) 10の3～15共―2 措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項、<u>第10条の5の6第1項、第3項若しくは</u>

別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の3～15共 3 措置法第10条の3第3項、第10条の4第3項、第10条の4の2第3項、第10条の5の3第3項又は第10条の5の5第3項に規定する税額控除限度額（以下「税額控除限度額」という。）を計算する場合における措置法第10条の3第1項に規定する特定機械装置等、措置法第10条の4第1項に規定する特定事業用機械等、措置法第10条の4の2第1項に規定する特定建物等、措置法第10条の5の3第1項に規定する特定経営力向上設備等又は措置法第10条の5の5第1項に規定する生産工程効率化等設備（以下「税額控除対象機械装置等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。

- (1) 個人が取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した年（以下「供用年」という。）に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額
- (2) 個人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付予定金額（法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額

(注) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。

- 2 個人が税額控除対象機械装置等の供用年において税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第126条第1項各号に掲げる金額に基づき税額控除限度額を計算して申告をしている場合において、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けるときは、供用年に遡って税額控除限度額の計算の基礎となった取得価額から(2)の国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額に基づき税額控除限度額を修正することに留意する。

第5項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産又は繰延資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産又は繰延資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の3～15共 3 措置法第10条の3第3項、第10条の4第3項、第10条の4の2第3項、第10条の5の3第3項、第10条の5の5第3項若しくは第10条の5の6第7項に規定する税額控除限度額又は同条第9項に規定する生産工程効率化等設備税額控除限度額（以下「税額控除限度額等」という。）を計算する場合における措置法第10条の3第1項に規定する特定機械装置等、措置法第10条の4第1項に規定する特定事業用機械等、措置法第10条の4の2第1項に規定する特定建物等、措置法第10条の5の3第1項に規定する特定経営力向上設備等、措置法第10条の5の5第1項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備、措置法第10条の5の6第7項に規定する情報技術事業適応設備又は同条第5項に規定する生産工程効率化等設備（以下「税額控除対象機械装置等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。

- (1) 個人が取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した年（以下「供用年」という。）に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額
- (2) 個人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付予定金額（法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額

(注) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。

- 2 個人が税額控除対象機械装置等の供用年において税額控除限度額等の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第126条第1項各号に掲げる金額に基づき税額控除限度額等を計算して申告をしている場合において、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けるときは、供用年に遡って税額控除限度額等の計算の基礎となった取得価額から(2)の国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額に基づき税額控除限度額等を修正することに留意する。

第10条の3（（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除））関係

（中小事業者であるかどうかの判定の時期）

10の3－1の2 個人が中小事業者に該当するかどうかは、特定機械装置等の取得等をした日及び当該特定機械装置等を措置法第10条の3第1項に規定する指定事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

（常時使用する従業員の範囲）

10の3－1の3 個人が中小事業者に該当するかどうかの判定に当たっては、10－13の取扱いを準用する。

（主要な事業であるものの例示）

10の3－1の4 措置法規則第5条の8第2項の規定の適用上、次に掲げる事業には、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。

- (1) 同項第1号に掲げる事業 中小事業者がその所有する店舗、事務所等の一面を活用して、いわゆるコインランドリーを利用させる役務を提供する行為
- (2) 同項第2号に掲げる事業 公衆浴場を営む中小事業者がその利用客に対して、いわゆるコインランドリーを利用させる役務を提供する行為

第10条の4（（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除））関係

（国庫補助金等をもって取得等した特定地域経済牽引事業施設等の取得価額）

10の4－1 措置法令第5条の5の2第1項に規定する令第6条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が1億円以上であるかどうかを判定する場合において、その資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

（新增設の範囲）

第10条の3（（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除））関係

（新 設）

（新 設）

（主要な事業であるものの例示）

10の3－1の2 措置法規則第5条の8第2項の規定の適用上、次に掲げる事業には、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。

- (1) 同項第1号に掲げる事業 中小事業者がその所有する店舗、事務所等の一面を活用して、いわゆるコインランドリーを利用させる役務を提供する行為
- (2) 同項第2号に掲げる事業 公衆浴場を営む中小事業者がその利用客に対して、いわゆるコインランドリーを利用させる役務を提供する行為

第10条の4（（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除））関係

（国庫補助金等をもって取得等した特定地域経済牽引事業施設等の取得価額）

10の4－1 措置法令第5条の5の2第1項に規定する令第6条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が2,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、その資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

（新增設の範囲）

10の４－２ 措置法第10条の４第１項の規定の適用上、次に掲げる特定地域経済牽引事業施設等（同項に規定する特定地域経済牽引事業施設等をいう。以下第10条の４関係において同じ。）の取得又は製作若しくは建設（以下第10条の４関係において「取得等」という。）についても特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設に該当するものとする。 (1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したため、その代替設備として取得等をした特定地域経済牽引事業施設等 (2) 既存設備の取替え又は更新のために特定地域経済牽引事業施設等の取得等をした場合で、その取得等により生産能力又は処理能力等が従前に比して相当程度（おおむね30%）以上増加したときにおける当該特定地域経済牽引事業施設等のうちその生産能力又は処理能力等が増加した部分に係るもの （取得価額の合計額が80億円を超えるかどうか等の判定） 10の４－５ 措置法第10条の４の規定の適用上、一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る承認地域経済牽引事業計画（同条第１項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下この項において同じ。）ごとに判定することに留意する。 措置法令第５条の５の２第１項における一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第６条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が<u>１億円</u>以上であるかどうかの判定についても、同様とする。 第10条の５の３（（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係 （特定中小事業者であるかどうかの判定の時期） 10の５の３－１ 個人が措置法第10条の５の３第１項に規定する特定中小事業者に該当するかどうかは、同項に規定する特定経営力向上設備等（以下第10条の５の３関係において「特定経営力向上設備等」という。）の取得又は製作若しくは建設（以下第10条の５の３関係において「取得等」という。）をした日及び当該特定経営力向上設備等を<u>同項に規定する指定事業の用</u>に供した日の現況によって判定するものとする。 （廃 止） （廃 止）	10の４－２ 措置法第10条の４第１項の規定の適用上、次に掲げる特定地域経済牽引事業施設等（同項に規定する特定地域経済牽引事業施設等をいう。以下第10条の４関係において同じ。）の取得又は製作若しくは建設（以下第10条の４関係において「取得等」という。）についても特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設に該当するものとする。 (1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したため、その代替設備として取得等をした特定地域経済牽引事業施設等 (2) 既存設備の取替え又は更新のために<u>特定事業用機械等</u>の取得等をした場合で、その取得等により生産能力又は処理能力等が従前に比して相当程度（おおむね30%）以上増加したときにおける当該特定地域経済牽引事業施設等のうちその生産能力又は処理能力等が増加した部分に係るもの （取得価額の合計額が80億円を超えるかどうか等の判定） 10の４－５ 措置法第10条の４の規定の適用上、一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る承認地域経済牽引事業計画（同条第１項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下この項において同じ。）ごとに判定することに留意する。 措置法令第５条の５の２第１項における一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第６条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が<u>2,000万円</u>以上であるかどうかの判定についても、同様とする。 第10条の５の３（（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係 （特定中小事業者であるかどうかの判定の時期） 10の５の３－１ 個人が措置法第10条の５の３第１項に規定する特定中小事業者に該当するかどうかは、同項に規定する特定経営力向上設備等（以下第10条の５の３関係において「特定経営力向上設備等」という。）の取得又は製作若しくは建設（以下第10条の５の３関係において「取得等」という。）をした日及び当該特定経営力向上設備等を<u>事業の用</u>に供した日の現況によって判定するものとする。 第10条の５の５（（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係 <u>（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）</u>
---	--

第10条の5の5（<u>（生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係</u>）関係 （廃 止）	<u>10の5の5－1 措置法第10条の5の5第1項に規定する認定導入事業者（以下第10条の5の5関係において「認定導入事業者」という。）が、その取得又は製作若しくは建設（以下第10条の5の5関係において「取得等」という。）をした同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（以下第10条の5の5関係において「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備が専ら当該認定導入事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該認定特定高度情報通信技術活用設備は当該認定導入事業者の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</u> 第10条の5の6（<u>（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）関係</u>）関係 （<u>事業適応繰延資産に該当するもの</u>） <u>10の5の6－1 措置法第10条の5の6第1項の情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用のうち繰延資産となるものには、同項の情報技術事業適応を実施するためにクラウドを通じて利用するソフトウェアの初期費用で令第7条第1項第3号ロに掲げるもの（資産の取得に要した金額とされるべき費用及び同条第2項に規定する前払費用を除き、支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものに限る。）が該当する。</u>
（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与） <u>10の5の5－1 措置法第10条の5の5第1項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者が、その取得又は製作若しくは建設（以下第10条の5の5関係において「取得等」という。）をした同項に規定する生産工程効率化等設備（以下第10条の5の5関係において「生産工程効率化等設備」という。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該生産工程効率化等設備が専ら当該認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該生産工程効率化等設備は当該認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</u> （廃 止）	（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与） <u>10の5の6－2 措置法第10条の5の6第1項に規定する認定事業適応事業者が、その取得又は製作をした同項又は同条第7項に規定する情報技術事業適応設備を自己の下請業者に貸与した場合において、当該情報技術事業適応設備が専ら当該認定事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該情報技術事業適応設備は当該認定事業適応事業者の営む事業の用に供したものととして取り扱う。同条第5項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者が、その取得又は製作若しくは建設（以下第10条の5の6関係において「取得等」という。）をした同項に規定する生産工程効率化等設備（以下第10条の5の6関係において「生産工程効率化等設備」という。）を自己の下請業者に貸与した場合についても、同様とする。</u> （<u>分割払の事業適応繰延資産</u>） <u>10の5の6－3 個人が措置法第10条の5の6第3項又は第8項に規定する事業適応繰延資産となる費用を分割して支払うこととしている場合には、たとえその総額が確定しているときであっても、同条第3項の特別償却限度額又は同条第8項の繰延資産税額控除限度</u>

額は当該費用を支出した日の属する年において支出した金額を基礎として計算することとなり、当該金額に未払金の額を含めることはできないのであるが、分割して支払う期間が短期間（おおむね3年以内）である場合において、当該金額に未払金の額を含めることとしているときは、これを認める。

（中小事業者であるかどうかの判定の時期）

10の5の6－4 個人が措置法第10条の5の6第9項第1号に規定する中小事業者に該当するかどうかは、生産工程効率化等設備の取得等をした日及び当該生産工程効率化等設備を事業の用に供した日の現況による。

第10条の6（（所得税の額から控除される特別控除額の特例））関係

（国内資産の内外判定）

10の6－5 措置法第10条の6第5項第2号イに規定する国内資産（以下第10条の6関係において「国内資産」という。）に該当するかどうかは、その資産が個人の事業の用に供される場所が国内であるかどうかにより判定するのであるが、例えば次に掲げる令第6条第8号に掲げる無形固定資産が事業の用に供される場所については、原則として、次に掲げる無形固定資産の区分に応じそれぞれ次に定める場所による。

(1) 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（以下この項において「採石権等」という。）を含む。） 鉱業権に係る鉱区（租鉱権にあってはこれに係る租鉱区、採石権等にあってはこれらに係る採石場）の所在する場所

(2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは育成者権（これらの権利を利用する権利を含む。）又は営業権 これらの権利が使用される場所

(3) ソフトウェア そのソフトウェアが組み込まれている資産の所在する場所

（注）一の資産について、国内及び国外のいずれの事業の用にも供されている場合には、当該一の資産は国内資産に該当するものとして取り扱う。

第25条の2（（青色申告特別控除））関係

（適用届出書の提出期限）

25の2－5 措置法第25条の2第4項第1号の規定による青色申告特別控除の適用を受けるためには、措置法規則第9条の6第5項に規定する適用届出書を措置法第25条の2第6項に規定する提出期限までに提出しなければならないことに留意する。

（中小事業者であるかどうかの判定の時期）

10の5の5－2 個人が措置法第10条の5の5第3項第1号に規定する中小事業者に該当するかどうかは、生産工程効率化等設備の取得等をした日及び当該生産工程効率化等設備を事業の用に供した日の現況による。

第10条の6（（所得税の額から控除される特別控除額の特例））関係

（国内資産の内外判定）

10の6－5 措置法第10条の6第5項第2号イに規定する国内資産（以下第10条の6関係において「国内資産」という。）に該当するかどうかは、その資産が個人の事業の用に供される場所が国内であるかどうかにより判定するのであるが、例えば次に掲げる無形固定資産が事業の用に供される場所については、原則として、次に掲げる無形固定資産の区分に応じそれぞれ次に定める場所による。

(1) 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（(2)に掲げる無形固定資産を除く。）を含む。以下この項において同じ。） 鉱業権に係る鉱区又は採石場の所在する場所

(2) 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第2条第8項に規定する試掘権 試掘区域の所在する場所

(3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは育成者権（これらの権利を利用する権利を含む。）又は営業権 これらの権利が使用される場所

(4) ソフトウェア そのソフトウェアが組み込まれている資産の所在する場所

（注）一の資産について、国内及び国外のいずれの事業の用にも供されている場合には、当該一の資産は国内資産に該当するものとして取り扱う。

第25条の2（（青色申告特別控除））関係

（適用届出書の提出期限）

25の2－5 措置法第25条の2第4項第1号の規定による青色申告特別控除の適用を受けるためには、措置法規則第9条の6第5項に規定する適用届出書又は同条第8項に規定す

る適用届出書を措置法第25条の2第6項に規定する提出期限までに提出しなければならないことに留意する。

第27条の2（（有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の所得計算の特例））関係

（調整出資金額の計算）

27の2－2 措置法令第18条の3第2項第1号に規定する「その年に計算期間の終了の日が到来する計算期間（…）の終了の時までに当該個人が当該組合契約に基づいて有限責任事業組合契約に関する法律第11条の規定により出資をした同条の金銭その他の財産の価額」とは、実際にその出資が履行されたものをいうことに留意する。

第28条の2（（中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例））関係

（中小事業者であるかどうかの判定の時期）

28の2－1 措置法第28条の2第1項の規定の適用上、青色申告書を提出する個人が同項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、原則として、同項に規定する少額減価償却資産の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をした日及び当該少額減価償却資産を業務の用に供した日の現況により判定する。ただし、その年12月31日において同条第1項に規定する「事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるもの」に該当する個人が、その年の措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者に該当する期間において取得等をして業務の用に供した措置法第28条の2第1項に規定する少額減価償却資産を対象として同項の規定の適用を受けている場合には、これを認める。

（一時的に貸付けの用に供した減価償却資産）

28の2－1の3 措置法令第18条の5第2項の規定の適用上、措置法第28条の2第1項に規定する中小事業者（以下第28条の2関係において「中小事業者」という。）が減価償却資産を貸付けの用に供したかどうかはその減価償却資産の使用目的、使用状況等を総合勘案して判定されるものであるから、例えば、一時的に貸付けの用に供したような場合において、その貸付けの用に供した事実のみをもって、その減価償却資産が同項に規定する貸付けの用に供したものに該当するとはいえないことに留意する。

第28条の4（（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例））関係

〔適用対象の範囲等〕

第27条の2（（有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の所得計算の特例））関係

（調整出資金額の計算）

27の2－2 措置法令第18条の3第2項第1号に規定する「その年に計算期間の終了の日が到来する計算期間（…）の終了の時までに当該個人が当該有限責任事業組合契約に基づいて有限責任事業組合契約に関する法律第11条の規定により出資をした同条の金銭その他の財産の価額」とは、実際にその出資が履行されたものをいうことに留意する。

第28条の2（（中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例））関係

（中小事業者であるかどうかの判定の時期）

28の2－1 青色申告書を提出する個人が措置法第28条の2第1項に規定する中小事業者（以下第28条の2関係において「中小事業者」という。）に該当するかどうかは、原則として、同項に規定する少額減価償却資産の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をした日及び当該少額減価償却資産を業務の用に供した日の現況により判定する。ただし、その年12月31日において中小事業者に該当する個人が、その年の中小事業者に該当する期間において取得等をして業務の用に供した同条第1項に規定する少額減価償却資産を対象として同項の規定の適用を受けている場合には、これを認める。

（一時的に貸付けの用に供した減価償却資産）

28の2－1の3 措置法令第18条の5第2項の規定の適用上、中小事業者が減価償却資産を貸付けの用に供したかどうかはその減価償却資産の使用目的、使用状況等を総合勘案して判定されるものであるから、例えば、一時的に貸付けの用に供したような場合において、その貸付けの用に供した事実のみをもって、その減価償却資産が同項に規定する貸付けの用に供したものに該当するとはいえないことに留意する。

第28条の4（（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例））関係

〔適用対象の範囲等〕

(転用未許可農地等の譲渡による所得)

28の4-4 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項((農地又は採草放牧地の権利移動の制限))若しくは第5条第1項本文((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))の規定による許可を受けなければならない農地若しくは採草放牧地又は同項第6号の規定による届出をしなければならない農地若しくは採草放牧地を他の者から取得をして譲渡(譲渡をした年の1月1日において所有期間が5年以下であるもの及び当該年中に取得をしたものの譲渡に限る。)をした場合には、その取得又は譲渡が当該許可を受けないで、又は当該届出をしないで行われたときであっても、その譲渡による所得については、措置法第28条の4第1項の規定の適用がある。

(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲)

28の4-11 土地等の売買又は交換の代理又は媒介の行為をした場合において、当該行為につき受ける収入金額を対価の部分と当該行為に通常要する費用の額に対応する部分とに区分しているときであっても、次に掲げるものを除き、その行為に係る報酬の額は、当該収入金額によることに留意する。

- (1) 昭和45年10月23日付建設省告示第1552号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」第11①ただし書に規定する広告の料金相当額
- (2) 依頼者の特別の依頼により行う遠隔地における現地調査に要する費用で事前に依頼者の承諾があるものにつき別途に受領した金額

[分離課税の事業所得等の金額の計算]

28の4-28 削 除

(転用未許可農地等の譲渡による所得)

28の4-4 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項((農地又は採草放牧地の権利移動の制限))若しくは第5条第1項本文((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))の規定による許可を受けなければならない農地若しくは採草放牧地又は同項第3号の規定による届出をしなければならない農地若しくは採草放牧地を他の者から取得をして譲渡(譲渡をした年の1月1日において所有期間が5年以下であるもの及び当該年中に取得をしたものの譲渡に限る。)をした場合には、その取得又は譲渡が当該許可を受けないで、又は当該届出をしないで行われたときであっても、その譲渡による所得については、措置法第28条の4第1項の規定の適用がある。

(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲)

28の4-11 土地等の売買又は交換の代理又は媒介の行為をした場合において、当該行為につき受ける収入金額を対価の部分と当該行為に通常要する費用の額に対応する部分とに区分しているときであっても、次に掲げるものを除き、その行為に係る報酬の額は、当該収入金額によることに留意する。

- (1) 昭和45年10月23日付建設省告示第1552号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」第9①ただし書に規定する広告の料金相当額
- (2) 依頼者の特別の依頼により行う遠隔地における現地調査に要する費用で事前に依頼者の承諾があるものにつき別途に受領した金額

[分離課税の事業所得等の金額の計算]

(延払基準を適用している場合の土地の譲渡等に係る事業所得の金額)

28の4-28 土地の譲渡等に係る事業所得の収入金額及び原価等の額につき法第65条第1項((リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期))に規定する延払基準の方法により経理している場合におけるその土地の譲渡等のあった日の属する年以後の各年分の当該土地の譲渡等に係る事業所得の金額は、次の算式により計算した金額から当該土地の譲渡等に係るその年中の負債の利子の額と販売費及び一般管理費の額(販売手数料の額を除く。)との合計額を控除した金額とする。

当該土地の譲渡等のあった日の属する年において延払基準の方法による経理をしていないものとして計算した場合における当該土地の譲渡等に係る事業所得の収 × 令第188条に規定するリース譲渡に係る賦払金割合

〔適用除外〕

28の4-36 削 除

（確定申告書に添付する書類の書式）

28の4-50 措置法規則第11条第1項第4号ロ及びハの書類並びに同項第7号及び同項第8号ロの明細書は、それぞれ別紙1から別紙4の書式による。

〔別紙1〕（省 略）

〔別紙2〕（省 略）

〔別紙3〕（省 略）

〔別紙4〕（様式省略）

（注）「代理報酬相当額⑩」は、税抜改定後取得費（「改定後の取得費⑦」の金額から、消費税等相当額を除いた金額をいいます。以下同じです。）の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める算式で求めた金額（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者である場合には、当該金額に110分の100を乗じた金額）となります。

イ 税抜改定後取得費が200万円以下の場合… $\text{税抜改定後取得費} \times 11\%$

ロ 税抜改定後取得費が200万円を超え400万円以下の場合… $\text{税抜改定後取得費} \times 8.8\% + 4.4\text{万円}$

ハ 税抜改定後取得費が400万円を超える場合… $\text{税抜改定後取得費} \times 6.6\% + 13.2\text{万円}$

第40条の3の3（（非居住者の内部取引に係る課税の特例）関係

入金額から原価の額と販売手数料の額との合計額を控

除した金額

（注）当該土地の譲渡等に係る譲渡の対価の額の中に含まれている賦払に係る利息相当額

又は代金回収のための費用相当額は、当該土地の譲渡等に係る事業所得の収入金額からは除外することはできない。

〔適用除外〕

（地方公共団体の出資又は拠出により設立された法人の意義）

28の4-36 措置法令第19条第9項第2号イに規定する「その出資金額又は拠出をされた金額の全額が地方公共団体により出資又は拠出をされていることと」とは、外部から導入される資金（債務の額を除く。）のすべてが地方公共団体により出資又は拠出をされることをいうのであるから、一の法人について出資金額と拠出をされた金額とがある場合には、そのいずれについてもその全額が地方公共団体によつて出資又は拠出をされていなければならぬことに留意する。

（確定申告書に添付する書類の書式）

28の4-50 措置法規則第11条第1項第4号ロ及びハの書類並びに同項第7号及び同項第8号ロの明細書は、それぞれ別紙1から別紙4の書式による。

〔別紙1〕（省 略）

〔別紙2〕（省 略）

〔別紙3〕（省 略）

〔別紙4〕（様式省略）

（注）「代理報酬相当額⑩」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる算式で求めます。

イ 「改定後の取得費⑦」が200万円以下の場合… $\text{⑦} \times 10\%$

ロ 「改定後の取得費⑦」が200万円を超え400万円以下の場合… $\text{⑦} \times 8\% + 4\text{万円}$

ハ 「改定後の取得費⑦」が400万円を超える場合… $\text{⑦} \times 6\% + 12\text{万円}$

第40条の3の3（（非居住者の内部取引に係る課税の特例）関係

(為替の換算) 40の3の3-14 利益分割法の適用に当たり、内部取引に係る事業場等の営業利益等を換算する際に用いる外国為替の売買相場については、基本通達57の3-<u>6</u>の取扱いを準用する。 第41条の15の5 ((年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例))関係 (一の居住者の扶養親族が他の居住者の扶養親族に該当する場合) 41の15の5-1 <u>年齢23歳未満の扶養親族が、2以上の居住者の年齢23歳未満の扶養親族に該当する場合において、措置法第41条の15の5第1項の規定の適用を受けるに当たっては、これらの居住者はいずれも年齢23歳未満の扶養親族を有することとなることに留意する。</u> (年の中途において死亡した者等の親族等が扶養親族に該当するかどうかの判定) 41の15の5-2 <u>年の中途において死亡し又は出国をした居住者の親族(法第2条第1項第34号((定義))に規定する児童を含む。以下この項において「親族等」という。)がその居住者の措置法第41条の15の5第1項に規定する年齢23歳未満の扶養親族に該当するかどうかは、その死亡又は出国の時の現況により見積もったその年1月1日から12月31日までの当該親族等の合計所得金額により判定する。</u> (申告書に記載する扶養親族の判定等) 41の15の5-3 <u>給与所得者の保険料控除申告書を提出する場合において、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定する。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次による。</u> (1) <u>その判定の要素となる所得金額</u> <u>当該申告書を提出する日の現況により見積もったその年の合計所得金額による。</u> (2) <u>その判定の要素となる年齢</u> <u>その年12月31日(当該申告書を提出する時までに死亡した者については、その死亡の時)の現況による。</u> 第41条の18((政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除))関係 (特定政党支部の範囲) 41の18-1 <u>措置法第41条の18第1項に規定する「特定政党支部」については、「政党の支部で公職選挙法(昭和25年法律第100号)第12条に規定する選挙区の区域又は選挙の行わ</u>	(為替の換算) 40の3の3-14 利益分割法の適用に当たり、内部取引に係る事業場等の営業利益等を換算する際に用いる外国為替の売買相場については、基本通達57の3-<u>7</u>の取扱いを準用する。 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) 第41条の18((政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除))関係 (新 設)
--	---

れる区域を単位として設けられるもの」であることが要件となるのであるが、参議院議員における全国区の比例区支部はこれに該当することに留意する。

(政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除の適用)

41の18－2 措置法第41条の18第2項に規定する政党等に対する寄附金(以下この項において「政党等に対する寄附金」という。)については、同項の規定の適用を受け、又は受けないことを選択することができるが、同項の規定の適用を受ける場合には、その年中に支出した政党等に対する寄附金の全額について同項の規定を適用しなければならないことに留意する。

(その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義)

41の18－3 措置法第41条の18第2項に規定する「その年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額」は、措置法第2章第2節第1款の所得税額の特別控除の規定並びに同章第5節、第5節の2及び第6節の所得税額の特別控除の規定、法第92条、第95条及び第165条の6の規定並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)第2条の規定を適用しないで計算したその年分の所得税額の100分の25に相当する金額をいうものとする。

第41条の18の2((認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除))関係

(その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義)

41の18の2－2 措置法第41条の18の2第2項に規定する「その年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額」の意義については、41の18－3の取扱いを準用する。

第41条の18の3((公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除))関係

(その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義)

41の18の3－2 措置法第41条の18の3第1項に規定する「その年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額」の意義については、41の18－3の取扱いを準用する。

第41条の19((特定の基準所得金額の課税の特例))関係

(特定上場株式等の配当等の取扱い)

(政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除の適用)

41の18－1 措置法第41条の18第2項に規定する政党等に対する寄附金(以下この項において「政党等に対する寄附金」という。)については、同項の規定の適用を受け、又は受けないことを選択することができるが、同項の規定の適用を受ける場合には、その年中に支出した政党等に対する寄附金の全額について同項の規定を適用しなければならないことに留意する。

(その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義)

41の18－2 措置法第41条の18第2項に規定する「その年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額」は、措置法第2章第2節第1款の所得税額の特別控除の規定並びに同章第5節、第5節の2及び第6節の所得税額の特別控除の規定、法第92条、第95条及び第165条の6の規定並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)第2条の規定を適用しないで計算したその年分の所得税額の100分の25に相当する金額をいうものとする。

第41条の18の2((認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除))関係

(その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義)

41の18の2－2 措置法第41条の18の2第2項に規定する「その年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額」の意義については、41の18－2の取扱いを準用する。

第41条の18の3((公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除))関係

(その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義)

41の18の3－2 措置法第41条の18の3第1項に規定する「その年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額」の意義については、41の18－2の取扱いを準用する。

(新 設)

(新 設)

41の19－1 その年中において支払を受けるべき特定上場株式等の配当等（措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等をいう。以下この項において同じ。）に係る配当所得について総合課税の適用を受けた場合であっても、措置法第41条の19第1項の個人が修正申告書を提出するとき又は当該個人について更正等をするときにおけるその年分の課税標準等及び税額等の計算においては、同条第5項第2号及び第3号の規定により、措置法第8条の4第2項の規定にかかわらず、その者がその同一の年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得のうち総合課税の適用を受けたものの以外のもについては、同条第1項の規定の適用があることに留意する。

（申告不要対象所得がある場合の適用要件の判定）

41の19－2 その年中において申告不要制度の適用を受けることができる利子所得、配当所得又は上場株式等に係る譲渡所得等（申告不要制度の適用を受けないこれらの所得を除く。以下この項において「申告不要対象所得」という。）がある場合においては、次の(1)に掲げる場合に該当するときであっても、次の(2)に掲げる場合に該当するときには、措置法第41条の19第1項の所得税の額は、課されないこととなることに留意する。

- (1) 申告不要対象所得について、申告不要制度の適用があるものとして措置法第41条の19第3項に規定する基準所得税額（以下この項において「基準所得税額」という。）を計算した場合に、同条第1項の規定により課される所得税の額があるとき
- (2) 申告不要対象所得について、措置法第41条の19第4項の規定の適用があるものとして申告不要制度の適用を受けずに基準所得税額を計算した場合に、同条第1項の規定により課される所得税の額がないとき

第41条の19の4（（認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除）関係

（税額控除等の順序）

41の19の4－4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の2の規定による地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除

（新 設）

第41条の19の4（（認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除）関係

（税額控除等の順序）

41の19の4－4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の2の規定による地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除

- (7) 措置法第10条の5の規定による地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の4の規定による給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の5の規定による生産工程効率化等設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措置法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (12) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (13) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (17) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (18) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (19) 法第93条及び第165条の5の3の規定による分配時調整外国税相当額控除
- (20) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除
- (21) 措置法第41条の3の3の規定による令和6年分における所得税額の特別控除

附 則

（経過措置(1)）

- (7) 措置法第10条の5の規定による地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の4の規定による給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の5の規定による認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第10条の5の6の規定による事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措置法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (13) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (17) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (18) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (19) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (20) 法第93条及び第165条の5の3の規定による分配時調整外国税相当額控除
- (21) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除
- (22) 措置法第41条の3の3の規定による令和6年分における所得税額の特別控除

（新 設）

この法令解釈通達による改正後の「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」は、この附則に別段の定めがあるものを除き、所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第13号。以下「改正法」という。）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第127号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和 7 年財務省令第26号）（以下「改正法等」という。）による改正後の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則の規定を適用する場合について適用し、改正法等による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則（改正法等の附則により読み替えて適用される改正前の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則を含む。）の規定を適用する場合については、なお従前の例による。

（経過的处理(2)）

改正法附則第 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第 1 条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第65条第 1 項本文（旧所得税法第165条第 1 項の規定により準じて計算する場合を含む。）及び第 2 項本文（旧所得税法第165条第 1 項の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の28の 4－28の例による。

（経過的处理(3)）

この法令解釈通達による改正後の41の18－ 1 の取扱いは、令和 8 年分以後の所得税について適用する。

（経過的处理(4)）

この法令解釈通達による改正後の41の19－ 1 及び41の19－ 2 の取扱いは、令和 7 年分以後の所得税について適用する。